

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年11月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500282号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500111号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成19年12月10日の標準賞与額を22万円に訂正することが必要である。

平成19年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年12月

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち請求期間の標準賞与額の記録が無い。請求期間について賞与が支給されていたので、請求期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された「賞与明細一覧表」から判断すると、請求者は、請求期間に22万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記「賞与明細一覧表」から判断すると平成19年12月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500258号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500108号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年7月
② 平成17年12月

A社から平成17年7月及び同年12月に賞与が支給されていたはずであるが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る平成17年の賃金台帳において、請求期間①及び②の賞与の支給は確認できない上、A社は、「請求者に、請求期間の賞与を支給していない。」と回答している。

また、請求者がA社からの給与振込口座を開設していたとするB銀行から提出された、請求者に係る「お取引明細表」においても、請求期間の賞与の振込は確認できない。

さらに、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500307号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500109号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年12月
② 平成19年8月

A社において、平成18年12月及び平成19年8月に賞与を受け取っており、厚生年金保険料も納めていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る平成18年及び平成19年の賃金台帳において、請求期間①及び②の賞与の支給は確認できない。

また、A社は、「請求者については、請求期間において、賞与を支給する雇用契約とはなっていない。」と回答している。

さらに、請求者及びA社から提出された、請求者に係る平成18年分及び平成19年分の給与所得の源泉徴収票から、請求期間①及び②に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500283号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年9月26日から同年10月1日まで

私は、A社に派遣社員として登録し、平成17年9月26日から派遣先事業所で技術職として勤務を開始していたが、厚生年金保険の記録では被保険者資格の取得日が同年10月1日になっている。雇用保険には同年9月26日から加入した記録があるので、同日を資格取得日として訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主から提出された賃金台帳、事業主回答及び派遣先事業所の担当者の陳述により、請求者が、A社に派遣社員として登録し、請求期間において派遣先事業所で勤務を開始していたことは認められる。

しかしながら、事業主から提出された賃金台帳によると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「請求期間に係る厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

さらに、A社が加入しているB健康保険組合は、請求者の同事業所における被保険者資格取得日は平成17年10月1日であると回答しており、オンライン記録と一致している。

加えて、オンライン記録において、請求者と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる3名に照会したところ、そのうち2名は、「私は、平成17年10月1日より前に勤務を開始しているが、厚生年金保険に加入するまでの期間に、給与から厚生年金保険料を控除されていたかは、不明である。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500269号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500112号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年5月15日から平成9年10月26日まで

私は、B社がA社となった平成3年5月15日から、厚生年金保険被保険者となり、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずだが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の陳述及び同僚1名の陳述から、期間の特定はできないものの、請求者が、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は平成25年2月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は、「当時の資料も無く、詳細は分からない。」と陳述していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社が、厚生年金保険の適用事業所になった日(以下「新規適用日」という。)は、平成9年3月1日であり、請求期間のうち平成3年5月15日から平成9年3月1日までの期間は、適用事業所となっていないことが確認できる上、新規適用日に被保険者資格を取得している10名のうち7名は、新規適用日の前の期間は国民年金の被保険者、3名は国民年金及び被用者年金の未加入者であり、厚生年金保険には加入していないことが確認できる。

さらに、請求者が、「私が退職した後も継続して勤務していた。」として記憶している複数の同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がみられることから、事業主は、当時、全ての従業員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

加えて、オンライン記録によると、A社に係る被保険者の中に請求者の氏名は見当たらず、

整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500285号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500113号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月

私の年金記録を確認したところ、A社のB事業所に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

請求期間について、厚生年金保険の標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社のB事業所に平成17年10月3日に期間契約社員として入社し、約2年後に正社員になったが、年金記録を確認したところ、請求期間に係る賞与の記録が無いと主張している。

しかし、A社は、「請求期間当時、期間契約社員に賞与は支給していなかった。」と回答しており、請求者の請求期間当時の勤務地であった同社B事業所も、「請求者は、請求期間当時、期間契約社員であった。期間契約社員には賞与は支給していなかった。」と回答している。

また、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者で、請求期間に賞与の記録が無い複数の同僚に照会を行ったところ、回答のあった1名は、「私は、請求期間当時、期間契約社員としてA社に勤務していた。期間契約社員には賞与は支給されなかった。」と陳述している。

さらに、請求期間当時、A社が加入していたC健康保険組合において、請求者の請求期間に係る賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた

ことを認めることはできない。